

## 尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」着ぐるみ使用ガイドライン

本ガイドラインは、尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」の着ぐるみを使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 1 使用申込

着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用申込書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### 2 使用の承諾

市長は、使用申込があったときは、その内容が次に該当する場合、その使用を認めないものとする。

- (1) 尼崎市の魅力を発信し、尼崎を好きな人を増やすというシティプロモーションの趣旨に反するとき
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用、または利用する恐れのあるとき
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用、または利用する恐れのあるとき
- (5) 「あまっこ」自身が、特定の個人や団体、商品などを推薦もしくは公認し、またはそれらを行っているとの誤解を与える恐れのある表現で利用するとき。ただし、国、地方公共団体が主催、共催、後援等しているものは除く
- (6) 正しい使用方法に従って利用しない、または利用しない恐れのあるとき。また、イメージを損なう恐れのあるとき
- (7) 営利目的の活動に使用するとき（ただし、市長が特に認める場合を除く）
- (8) その他、市長が使用について不相当と認めたとき

### 3 使用料

使用料は無償とする。

### 4 使用上の遵守事項

使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。使用者が以下の事項を遵守しない場合には、その使用の承諾を取り消すことができる。使用者は、承諾が取り消されたときは、速やかに着ぐるみの使用を中止しなければならない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) 使用申込書の記載どおりに使用すること
- (2) 第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 荒天時に屋外で使用しないこと。また、火器及び危険物の近辺で使用しないこと

(4) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること

5 原状復帰

着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

6 その他

着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。